

令和4年度後期高齢者医療保険料の計算方法について

保険料(年額)	均等割額	所得割額
均等割額と所得割額の合計 ※最高限度額66万円 10円未満切り捨て	= 56,435円 ※世帯の所得に応じて軽減 があります	+ 総所得金額等(※1) - 基礎控除額(※2) × 所得割率 10.54%

※1 前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種控除前の金額です。

※2 合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円

●所得が低い人への軽減

対象者の所得要件	令和3年度	令和4年度
同一世帯(※1)内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※2)の合計額	均等割額	
	55,687円	56,435円
	軽減割合(軽減後の均等割額の年額)	
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者などの数－1)(※3)以下	7割 (16,706円)	7割 (16,930円)
43万円(基礎控除額)+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数－1)(※3)以下	5割 (27,843円)	5割 (28,217円)
43万円(基礎控除額)+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数－1)(※3)以下	2割 (44,549円)	2割 (45,148円)

※1 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※2 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については、「公的年金収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※3 「10万円×(給与所得者などの数－1)」は、同一の世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得(給与収入55万円超)または、公的年金等に係る所得(公的年金等収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を有する場合に適用されます。

☎ 須恵町役場 住民課
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線117)

☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 651-3111

限度額適用認定証など(※)が8月に更新されます

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和4年7月31日です。

この認定証をすでにお持ちの人で、令和4年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

新たに認定証の交付を希望する場合は、須恵町役場 住民課での申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- 被保険者証など本人確認ができる身分証明書
- マイナンバー(個人番号)が確認できる書類
- 住民税非課税証明書など収入額を証明するもの
- 入院日数が確認できるもの(領収書など)

(※)限度額適用(・標準負担額減額)認定証とは

限度額適用認定証とは、負担割合が3割となる人の中で、所得が一定額未満の人に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院または外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である人に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。



保険料の納め方

(1)特別徴収(年金からの天引き)

- 年6回の年金受給日に、年金から保険料が天引きされます。
- 4月、6月、8月は前年度2月分と同額、10月、12月、2月は年間保険料額から支払済みの額を差し引いた額が3期にわけて天引きされます。
- 年金天引きへの手続きは不要ですが、開始日は資格取得日(誕生日など)の半年から1年後になります。
- 条件によっては、特別徴収にならない場合があります。
- 口座振替にてお支払いの人で、特別徴収への切替をご希望の人は須恵町役場 住民課窓口までご相談ください。

(2)普通徴収(納付書または口座振替)

- 7月から3月までの年9回に分けて納付書または口座振替での納付になります。
- 毎月月末が納期限(月末が休日の場合、翌営業日)となっています。
- 後期高齢者医療制度加入前に、国民健康保険税などを口座振替で納付していた人でも、新たに口座振替の手続きが必要になります。
- 口座振替には手続きが必要になりますので、須恵町役場 住民課または、金融機関にてご相談ください。